

「西さん仮処分申立」第2回審尋

9月7日、「西さん仮処分申立」の第2回審尋が行われました。

7月6日、西さんは、「エムティー」出向解除後に大阪第一運輸所ではなく「サービック」に出向させられたことに対して、仮処分を申し立てました。

7月29日、第1回審尋が行われました。JR東海会社は前日に答弁書を提出したため、西さんと裁判官は答弁書の内容を把握できない状態で第1回審尋が行われました。答弁書は、会社の都合の良いようにウソやゴマカシによって長々（80ページ）となっています。西さんは「主張書面1」で答弁書に対して主張（反論）しています（8月31日提出）。

*以下、西さんの主な主張（反論）です。

- ①「仮に命令が発せられても任意に履行するつもりはない」に対して、「司法制度をないがしろにするものである」と主張しました。
- ②「本件出向命令は業務上の必要性（乗務員が充足している）に基づく命令である」に対して、「大阪第一・第二運輸所は乗務員が不足する状態になっており、休日出勤が発生したり年休が取りづらくなっている」と主張しました。
- ③出向開始直前に、出向を実施しない名古屋運輸所に、大阪第一・第二運輸所から出向対象者であるJR東海ユニオン組合員6名を転勤させていることを明らかにしました。
- ④「西さんやJR東海労に対して、丁寧な説明と真摯な議論を行った」に対して、丁寧な説明と真摯な議論ではない不誠実な対応を明らかにしました。

*保全の必要性

- ①月額41000円の減給

西さんは乗務手当がなくなったため月額41,000円の減になり、生命保険の解約や貯蓄を切り崩すなどを余儀なくされています。

- ②組合活動への支障

西さんが強制出向により大阪第一運輸所から排除されたことにより、JR東海労の活動への打撃、団結への阻害が発生しています。職場における労働組合の影響力が一度失われると、これを回復するのは困難です。また、組合役員が職場にいて団結の要となっていたものが、組合役員がいなくなることで団結力が弱まれば、これも後から回復すればよいというものではありません。

西さんは、「サービック（京都事業所）」へ出向になってから、組合事務所に立ち寄る回数が少なくなったり、誰もいない時間帯に立ち寄る状況になっています。

- ③スキルの低下

西さんは強制出向無効を求めて裁判を提訴していますが、裁判（判決）は時間を要します。それまでのブランクによりスキルの低下が生じるので、スキル維持のためにも一刻も早く大阪第一運輸所に復帰する必要があります。

※以上、「サービック」への出向命令の効力を仮に停止する必要性は極めて高いです。

第3回審尋 10月5日10時30分～